

軽自動車税率改正のお知らせ

国及び地方を通じた自動車関連の税制改正に伴い、軽自動車税の税率が次の車種について新税率が適用されます。



・三輪車、四輪車

新税率は、平成27年4月1日以後に初めて車両番号を取得する車両から適用になります。また、車両番号を初めて取得してから13年を経過した環境に負荷のかかる三輪以上の軽自動車に対する税率の特例措置(重課)として、重課税率が平成28年度から適用になります。対象となる車両は、お持ちの自動車検査証欄「初度検査年月」、「燃料の種類」で確認できます。

区分	現行税率	新税率	重課税率 (平成28年度から)
	平成27年3月31日までに初めて車両番号を取得した車両	平成27年4月1日以後に初めて車両番号を取得する車両	初めて車両番号を取得してから13年を経過した車両(一部車両を除く※1)
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
軽四輪貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
軽四輪貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円

※1 電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車は重課の対象外となります。

・グリーン化特例

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号を取得する車両で環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車に対する税率の特例措置(軽課)として、その燃費性能に応じたグリーン化特例が適用になります。

※軽課年度は平成28年度に限られます。

区分	環境基準	ガソリン車・ハイブリッド車	
	電気自動車及び天然ガス自動車 平成21年排出ガス10%低減	※2 ※3	※4 ※5
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪乗用(自家用)	2,700円	5,400円	8,100円
軽四輪乗用(営業用)	1,800円	3,500円	5,200円
軽四輪貨物(自家用)	1,300円	2,500円	3,800円
軽四輪貨物(営業用)	1,000円	1,900円	2,900円

※2 乗用 [平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車]

※3 貨物用 [平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車]

※4 乗用 [平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車]

※5 貨物用 [平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車]

・原動機付自転車、二輪軽自動車、二輪小型自動車、小型特殊自動車税率



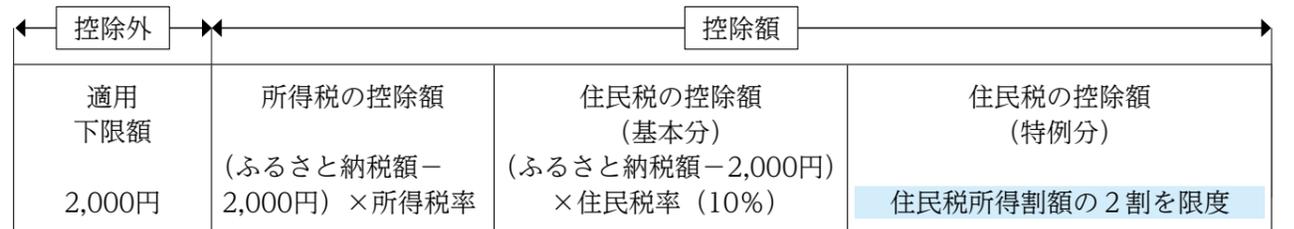
区分	現行税率 (平成27年度まで)	新税率 (平成28年度から)
原動機付自転車 一種 50cc以下	1,000円	2,000円
原動機付自転車 二種乙 90cc以下	1,200円	2,000円
原動機付自転車 二種甲 125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車 126cc～250cc	2,400円	3,600円
ボートトレーラ	2,400円	3,600円
小型特殊自動車(農耕作業用)	1,600円	2,400円
小型特殊自動車(その他)	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車 251cc以上	4,000円	6,000円

ふるさと納税の拡充

・ふるさと納税特例控除額の引き上げ

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附)について、特例控除額の上限が個人住民税所得割の1割から2割へ引き上げられました(平成27年1月1日以降に行った寄附から適用されます)。

～改正後参考イメージ～



資料：総務省ふるさと納税ポータルサイトより

・「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税を行う際、寄附先の団体に特例の申請をすることで、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる制度が創設されました。この特例の適用を受けた場合、翌年度の個人住民税から所得税の軽減相当額を含めて控除されます(平成27年4月1日以降に行った寄附から適用されます)。なお、以下の項目に該当する場合は特例の適用は受けられません。

- ・寄附先が6団体以上の場合
- ・確定申告や住民税申告を行う場合
- ・申請した内容に変更のあった人が翌年1月10日までに変更届出書を提出していない場合

住宅ローン控除の延長

個人住民税の住宅ローン控除について、居住年の適用期限が平成31年6月30日まで延長されました。

法人市民税均等割の税率区分について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、現行の法人市民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」に無償増減資等の額を加減算した金額が適用になります。また、当該「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、「資本金と資本準備金の合計額」が税率区分の基準になります。